

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No 10	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	除害施設に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者（令和4年4月1日以後に供用が開始された排水区域内において、当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が設置した除害施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第17項で定めるもの。 下水道法第12条第1項の制度・・・下水道の施設を保護するため、施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができる制度 下水道法第12条の11第1項の制度・・・一定の水質基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができる制度 ・特例措置の内容 固定資産税の課税標準を4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する ・要望の内容 現行の特例措置を2年間（令和10年3月31日まで）延長する。 関係条文 地方税法附則第15条第2項第5号 地方税法施行令附則第11条第5項 地方税法施行規則附則第6条第17項 下水道法第12条、第12条の11
減収見込額	[初年度] — (▲0.5) [平年度] — (▲1.2) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 除害施設は、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減するため、民間事業者等が設置する施設である。 下水道施設の老朽化の加速に対応するためには、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、計画的な下水道の維持管理・更新を行う必要がある（「国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）」）。こうした状況下において、民間事業場等から公共下水道へ、酸・アルカリや大量の油脂を含む悪質下水が排除された場合には、管路の破損や閉塞などの予期されない下水道の損傷に伴う維持管理・更新コストの発生により、計画的な下水道の維持管理・更新が困難となる恐れがあることから、民間事業場等による下水道の損傷につながるような悪質下水の公共下水道への流入を抑制する必要がある。この点、令和7年1月には、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生し、人的被害や道路損傷等の物的被害が発生したほか、下水道の使用自粛要請により多くの住民の生活に重大な影響を及ぼしたことを踏まえ、下水道施設の損傷を防止する除害施設の意義も再認識されたところである。 以上を踏まえ、下水道施設の機能確保を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から、有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進する必要がある。
	(2) 施策の必要性 除害施設は非収益施設である一方、導入コストが高額な設備であり、事業者にとっては相当な負担を要する。特に、新たに供用が開始された公共下水道の排水区域内で供用開始前から事業を行う者にとって、直ちにこのような高額な設備の設置を求められることは相応の経済的負担となることが想定される。また、令和8年度末までの汚水処理の概成に向け下水道整備を目指しているところ、地方自治体によっては人員

	不足や財源不足等の理由により、下水道の新規整備が令和8年度までに完了しないおそれがある。したがって、排水区域の拡大に伴い、令和8年度以降も除害施設の設置が必要な民間事業場等が新たに発生することが考えられるため、引き続き、本特例措置により除害施設の設置に係る民間事業者の経済的負担の軽減を図り、除害施設の設置を促進する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p><国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）> （別紙3）施策分野ごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 横断的分野</p> <p>D) 老朽化対策</p> <p>○ 日本国内での生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の基盤整備や上下水道・公園・学校等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山治水・海岸堤防等といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、老朽化したインフラの割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。</p>
		政策の達成目標	<p>下水道施設の機能確保を図るため、除害施設の設置が必要な民間事業場等（※）に100%除害施設が設置されることを目標とする。</p> <p>※ 「除害施設の設置が必要な民間事業場等」とは、公共下水道を使用していることについて公共下水道使用開始届出により地方公共団体が把握している民間事業場等のうち、下水道施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する等の観点から、除害施設の設置が求められる民間事業場等のことをいう。以下同じ。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和9年度までに公共下水道の供用が開始された排水区域内において、下水道施設の機能確保を図るため、除害施設の設置が必要な民間事業場等に100%除害施設が設置されることを目標とする。
		政策目標の達成状況	○除害施設の設置が必要な民間事業場等の数に対する除害施設設置事業場数の比率 97.95%（令和4年度末） → 98.28%（令和6年度末）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8～9年度に新たに設置される除害施設の数、毎年約48箇所を見込んでいる。国としては、令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の新規整備を目指しているところ、地方自治体によっては人員不足や財源不足等の理由により、下水道の新規整備が予定より遅れており、令和8年度までに新規整備が完了しないおそれがある。したがって、今後数年間は公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれ、それに伴い除害施設の設置が必要な民間事業場等は一定数発生すると考えられる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>令和4年度末の除害施設設置率は97.95%であったところ、本特例措置による効果として民間事業者による除害施設の設置が進んできたことにより、令和6年度末には同値が98.28%まで上昇した。</p> <p>令和8年度以降も公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれるところ、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業場等の経済的負担を軽減することで、その設置を促進するという観点から、本特例措置の効果は高いと考えられる。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「エネルギー対策資金融資（水質汚濁関連）」（日本政策金融公庫） 汚水、廃液等水質汚濁の原因となる特定物質を排出する事業者に対して、水汚濁防止設備を取得するために必要な設備資金を融資する支援制度。

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の措置は除害施設の設置に係る支援措置であり、本特例措置は除害施設の取得後の民間事業者の経済的負担を低減するものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>除害施設は導入費用が平均で約 500 万円と特に中小事業者にとっては高額な設備である一方で、非収益施設であることから、上記の予算上の措置に加え、本特例措置により除害施設の設置に係る民間事業者の経済的負担の軽減を抑制し、その設置を促進する必要がある。</p>

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p><過去5年間の本特例措置の適用実績></p> <p>① 減収額 令和元年度：6,613,000円 令和2年度：7,020,000円 令和3年度：5,216,000円 令和4年度：5,085,000円 令和5年度：6,144,000円 （出典：総務省「固定資産の価格等の概要調書」より推計）</p> <p>②適用事業場数（新規） 令和元年度：477箇所 令和2年度：628箇所 令和3年度：570箇所 令和4年度：63箇所 令和5年度：47箇所 （出典：国土交通省上下水道企画課実施の調査）</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用総額（千円） 368,607,591 の内数（令和3年度） 359,911,022 の内数（令和4年度） 346,489,199 の内数（令和5年度）</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和4年度末の除害施設設置率は、97.95%であったところ、本特例措置を延長してきたことにより、令和6年度末には同値が98.28%まで上昇した。</p> <p>令和8年度末までの汚水処理の概成に向けて下水道の新規整備が進んでいるが、一部の地方自治体では令和8年度以降も下水道の新規整備が行われることから、今後数年の間は公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれるところ、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業場等に対し、本特例措置による当該設置の促進の効果は高いと考えられる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>必要な民間事業場等に100%除害施設が設置されることによって下水道施設の機能確保、公共用水域の水質保全及び下水汚泥の再生利用が図られることを目標とする。</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○除害施設の設置が必要な民間事業場（※）の数に対する除害施設設置事業場数の比率 97.95%（令和4年度末） → 98.28%（令和6年度末） （未達成理由） 除害施設の設置が必要な民間事業場等ではあるものの、資金不足などにより除害施設を設置していない場合があるため。 なお、当該民間事業場等に対しては、下水道管理者から除害施設を設置するよう行政指導を行っているところ。</p>	
これまでの要望経緯	<p>昭和51年度 創設（非課税） 昭和54、57、59、61、63、平成2、4、6年度 延長 平成8年度 延長・縮減（非課税措置の廃止） 平成10年度 延長 平成11年度 縮減（除害施設の課税標準を6分の1から3分の2へ縮減） 平成12、14、16、18、20年度 延長 平成22年度 延長・縮減（除害施設の課税標準を3分の2から4分の3へ縮減） 平成24年度 延長（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入）、 平成27年度 延長 平成30年度 延長・縮減（バーク処理装置を対象施設から削除）</p>	

令和2年度 延長・縮減（濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置を対象施設から削除） 令和4年度 延長・縮減（特例措置の対象を新規供用区域で供用開始以前から引き続き事業を行う者が除害施設を設置した場合に限定、課税標準を4分の3から5分の4へ縮減） 令和6年度 延長・縮減（汚泥処理装置、濾過装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びに現行制度において適用対象となっている装置に附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備を対象装置から削除）
